

1. 制度の内容

この保証制度は島根県電機商業組合が独自に行う制度であり、保険会社の保証制度ではありません。商品販売時にお客様と保証契約を結び、メーカーが一定期間内の無償修理を約束している商品に対し、メーカー保証と同等内容の範囲で保証期間中の修理費用を組合が保証する制度です。また、契約時の取扱店が保証期間中に組合を脱退した場合、他の組合店がおお客様の保証契約内容を引き継ぎ、保証期間中の保証を継続していくシステムです。

2. 保証契約

商品購入時に保証契約を希望される個人のお客様から指定の保証料をいただき、当該制度への加入手続きを行います。手続き終了後、「長期安心保証券」を発行します。加入者(契約者)は保証書記載の「長期保証約款」に従って保証を受けることができます。メーカー発行の「保証書」、当該制度の「長期安心保証券」のいずれかに不備・不足のある場合は、保証の適用を受けることができません。

3. 保証対象商品

国内メーカーの商品で一般家庭において使用されるデジタル家電・生活家電・住宅設備機器(業務用は対象外)に限定し、購入金額が税込5万円以上～70万円未満で組合が指定した商品(「別表」に記載)とします。

4. 保証料の支払い

保証契約時にお客様が支払われた指定の保証料を、組合が指定する方法によりお支払いください。

5. 保証期間

商品購入日から5年間・8年間とします。(各年後の応答日の前日まで) メーカー保証期間を含めた保証期間となり、メーカー保証期間中はメーカー保証が優先されます。保証期間とは補修用部品のメーカーの最低保有期間です。

6. 保証対象となる修理

商品に添付されているメーカーの「保証書」及び「使用説明書」等の注意事項に従った正常な使用状態で故障した場合で、契約の保証期間内に修理を行う場合に限りです。

7. 保証内容

保証対象商品に記載された内容の修理をした場合、修理実施組員にメーカー修理費用と同等な修理費用をお支払いします。また、メーカーへ修理を依頼した場合も同様、修理受付組員に修理費用をお支払いします。お客様は修理の要・不要を選択できますが、修理をしない場合には、修理見積り等にかかる費用はおお客様負担となります。保証期間中の修理回数は無制限(一回の修理で保証限度額を超えない限り)ですが、修理費用の算出は累算方式を採用し、保証限度額の範囲内で保証します。なお、保証限度額は商品販売価格(税込)の1/2とします。また、メーカーの「延長保証」と組合の「長期安心保証制度」の併用はできません。

8. 保証の対象とならない主な場合

- ①当組合発行の「長期安心保証券」及び、メーカー発行の「保証書」の提示がない場合
- ②当組合発行の「長期安心保証券」及び、メーカー発行の「保証書」の記載内容に相違がある場合
- ③当組合発行の「長期安心保証券」及び、メーカー発行の「保証書」の記載内容の字句を書き換えられた場合
- ④修理の実施前に、「修理実施前確認書」の記載項目全てに確認・同意が無く、また、「修理実施前確認書」の提出が無い場合
- ⑤次の場合も保証の対象となりません。

★メーカー発行の「保証書」の保証範囲外の修理、日本国内及び県内で修理できない場合、国外での使用時の故障、保証期間終了後の故障の場合、メーカー保証等の契約で保証される場合、他の損傷保険契約で補償される場合、島根県電機商業組合加盟店以外で修理した場合、消耗品等の交換の場合、業務目的で商品を利用した場合、法人名での制度への加入及び法人運用の場合も対象となりません。

★上記以外の保証対象外事項は、「長期安心保証券(お客様本書)」の「長期保証約款」の記載事項に準じます。

9. 保証制度の終了及び保証料の扱い

- ①保証対象商品を譲渡・贈呈等により契約時の条件と異なった場合は、保証制度契約は自動的に終了するものとします。この場合、保証料の返還はいたしません。
- ②上記以外の場合にも中途解約はできません。万一解約された場合も保証料の返還はいたしません。
- ③保証期間終了までに対象商品の修理が無かった場合、また、保証期間終了時点において保証限度額の残額がある場合も保証料の返還はいたしません。

10. その他

- ①本保証制度の保証対象商品・保証料・保証期間・保証内容、また、制度に関する重要な問題が生じた場合の対処方法等は理事会において協議し、制度内容の変更及び改定を行う場合があります。変更や改定を行った場合は、島根県電機商業組合のホームページに掲載して周知をいたします。
- ②本保証制度は島根県電機商業組合加盟店においてのみ有効です。